

令和7年度の軽自動車税(種別割)について

令和7年度の軽自動車税(種別割)は、**令和7年4月1日現在**の所有者等に課税されます。
年度途中で廃車や名義変更をされても税金の還付はありません。

1. 原動機付自転車及び二輪車等の税率について

車 種		排気量・定格出力	税率(年額)
原動機付自転車	第一種 一般原付	50cc以下 0.6kw以下	2,000円
	第一種 特定原付※	0.6kw以下	2,000円
	第二種 乙	50ccを超え90cc以下 0.6kwを超え0.8kw以下	2,000円
	第二種 甲	90ccを超え125cc以下 0.8kwを超え1.0kw以下	2,400円
	ミニカー	20ccを超え50cc以下 0.25kwを超え0.6kw以下	3,700円
二輪の軽自動車 (※ボートトレーラー等の被けん引車を含む)		125ccを超え250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車		250ccを超える	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用		2,400円
	その他 (フォークリフト等)		5,900円

※特定原付とは、電動機の定格出力が0.6kw以下・最高速度が20km/h以下・長さ1.9m以下・幅0.6m以下に該当する電動キックボード等の車両です。

2. 軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)の税率について

軽四輪車等の税率は、新車新規登録をした年月(初度検査年月)により異なります。お持ちの車の
新車新規登録年月については、お手元の自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」欄をご確認ください。

区 分				税率(年額)		
				平成27年3月31日 以前に新車新規 登録をした車	平成27年4月1日 以降に新車新規 登録をした車	新車新規登録後 13年を超えた車 (重課税率)
軽自動車	三輪のもの(排気量660cc以下)			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪以上のもの (排気量660cc以下)	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※新車新規登録とは、自動車検査証の「初度検査年月」です。

※令和7年度に重課税率が適用されるのは、「**初度検査年月が平成24年3月以前**」の車両です。

※燃料が電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド及び被けん引自動車のものは重課対象外です。

3. 軽四輪車等に係る軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)について

令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)に新車新規登録をした一定の性能を有する軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)について、**取得の翌年度分(令和7年度分)に限り**、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を適用します。対象区分と税率については裏面を参照してください。

< 対象区分と軽減率 >

区 分			軽減率
軽四輪車等	乗用 自家用・営業用	電気自動車及び天然ガス自動車	概ね75%軽減
	乗用 営業用	ガソリン車及びハイブリッド車で 令和2年度燃費基準達成＋令和12年度燃費基準90%以上達成	概ね50%軽減
		ガソリン車及びハイブリッド車で 令和2年度燃費基準達成＋令和12年度燃費基準70%以上達成	概ね25%軽減
	貨物用 自家用・営業用	電気自動車及び天然ガス自動車	概ね75%軽減

※天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制に適合するもの。または平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。

※ガソリン車及びハイブリッド車は、平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの。または平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの。

< 適用される税率 >

区 分				税率(年額)		
				概ね75%軽減 される車	概ね50%軽減 される車	概ね25%軽減 される車
軽自動車	三輪のもの(排気量660cc以下)			1,000円	2,000円 乗用・営業用に限る	3,000円 乗用・営業用に限る
	四輪以上のもの (排気量660cc以下)	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円		
		貨物用	営業用	1,000円		
			自家用	1,300円		

4. 納税には便利な口座振替をご利用ください

口座振替のWEBでの申込みができるようになりました。

※次の①・②に該当する口座が対象になります。

①紀陽銀行、南都銀行、池田泉州銀行、三十三銀行の口座

②普通預金でキャッシュカードをお持ちの個人名義の口座

詳しくは、和歌山市ホームページ(ページ番号:1055826)をご覧ください。

その他の金融機関(※)または紙による申込みをご希望の方は、金融機関の窓口でお手続きください。

※市税の口座振替の取扱金融機関は次のとおりです。

【全国の本支店で取扱い】・みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・池田泉州銀行・南都銀行
・紀陽銀行・三十三銀行・関西みらい銀行・きのくに信用金庫・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行

【和歌山県内のみの取扱い】・和歌山県農業協同組合・なごさ信用漁業協同組合連合会

【和歌山市内のみの取扱い】・近畿産業組合・ミレ信用組合・和歌山県信用農業協同組合連合会

5. 軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)について

軽自動車の車検時に納税証明書の提示は原則不要です。

※中古車の購入直後や、納付直後(納付日から1～2週間程度)などは軽JNKSで確認ができません。

紙の納税証明書が必要となる場合があります。

お問合せ

課税に関する内容

納税・口座振替・車検(継続検査)用の証明書・軽JNKSに関する内容

詳しくは和歌山市ホームページをご覧ください。

市民税課 073-435-1035

納税課 073-435-1038



◀市税の納付場所・方法
ページ番号:1046233



◀口座振替のWEB申込み
ページ番号:1055826



◀軽JNKSについて
ページ番号:1046002